

## 2020年度税制改正大綱発表

来年度税制改正大綱が12月12日に公表されました。

毎年、この時期には自民党ホームページを開いて、一刻も早く最新情報を得ようとするのですが、今年は我々の業界でもその熱気がありません。今年の消費税大改正を受けて、来年度は小ぶりの改正となることがあらかじめ報道されていたため、今年中に緊急に備えておくメリットがほとんどなかったからです。

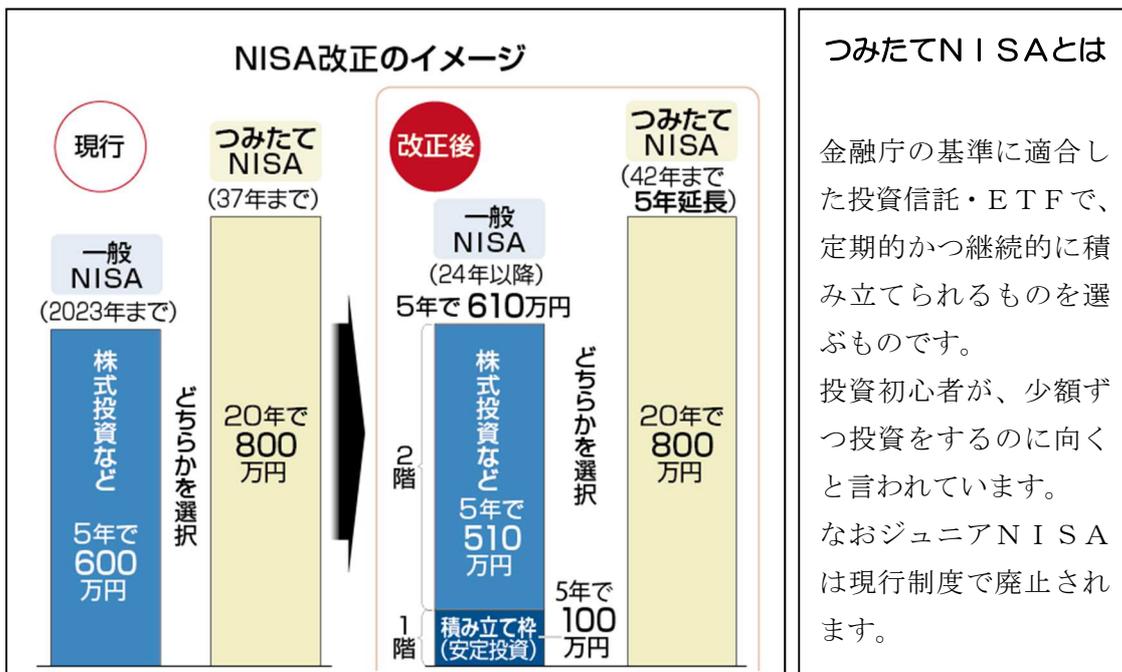
2020年度改正の特徴として目立つのは、あからさまな節税目的の行為を禁じる手立が「目立たぬように」配置されていることです。後述するように、とりわけ資産がらみの分野においてこれが見られ、政府としても資産を使った課税逃れをなくしたいという強い姿勢がうかがわれます。

### ■ NISA制度の延長と拡充

目立った改正として挙げられるのは、少額投資非課税制度(NISA)の延長と拡充です。

現行制度では、「一般NISA」と長期の積立投資を対象とした「つみたてNISA」の選択制となっており、一般NISAについては2023年を期限としていたため、期限到来前かけこみ売却が急増し、株価が急落する危険が指摘されていました。

今回の改正では、「一般」「つみたて」それぞれの期限を5年間延長したうえ、「一般」のなかに2024年以降さらに100万円の積み立て枠を設けるという措置を取っています。



ここで注意しなければならないのは、一般NISAで「積み立て枠」を使った人だけが、2階部分の一般枠を使うことができるという、2階建て構造になっていることです。

## ■ 消費税還付スキームの排除

冒頭述べたように、今回の税制改正で特に注目したいのは、あからさまな節税目的の行為を封じていることです。これは、とりわけ税理士に向けてのメッセージであると感じます。

そのうちのひとつが、アパート建設の際の「還付金スキーム」を使えなくする措置です。住宅用建物を取得したとき、そのために支払った消費税を還付してもらうためには、一定以上の課税売上高が必要です。還付を受けるために自動販売機を設置して課税売上を作り出すスキームなどは、平成28年度改正で封じられていました。

それでも「金」取引をはじめとした金融資産の取引を繰り返すことで、むりやり課税売上を作り出して還付金を受けようとする節税アドバイスが後を絶たないため、今回の改正に至りました。2020年10月1日以降に、取得価額1000万円以上などの「高額特定資産」に該当する居住用資産を取得した場合には、原則として消費税還付は受けられなくなります。アパートの還付金スキームはこれで道が閉ざされました。

## ■ 海外不動産を使った節税の排除

これまで富裕層を中心に進められてきた節税策に、アメリカやイギリスの高額な中古物件を購入して、家賃収入を上回る減価償却費を計上して赤字にし、これを国内で発生する黒字所得と損益通算させるというものがありました。

これは、日本と欧米で中古住宅の平均寿命や利用可能年数の考え方が違うため、長期で使える中古物件でも、短期間で大きな減価償却費を使えることを利用した節税策でした。

あまり知られていない事実ですが、会計検査院が富裕層の多い東京の麹町税務署管内などで調べたところ、このスキームを利用して延べ337人が40億円近い赤字を計上していたのだそうです。

今回の改正で、2021年以降、海外の中古建物資産から生じる所得と国内所得を損益通算することができなくなります。

## ■ そのほかチェックしておきたい項目

都市計画区域内の未利用土地で、所有期間が5年を超えるものについては、一定の条件を満たすことで、譲渡所得から100万円を控除することができるようになります。2020年7月1日から2022年末までの間に売却を行った場合に、この制度を使うことができます。所有者不明の土地について、その使用者に固定資産税を課するなどの改正と一体となって、政府が少子高齢化時代の「空き家」対策に本腰を入れていることが分かります。

そのほか、2020年9月末を期限としていた、「出資持分なし医療法人」への移行認定（いわゆる認定医療法人制度）が3年間延長されました。医療法人の出資者が出資持分を放棄しても贈与税が課税されないという、医療法人版「事業承継税制」ですが、政府の期待ほど利用者が少ないための期限の延長です。「財産権」というものをじっくり判断して、改めて検討してみるのもよいと思います。

(所長 瀬戸 英晴)